# アフィリエイト広告ガイドライン 

この度は，Siiibo証券株式会社（以下，当社と言います。）アフィリエイト広告にご協力 いただき，誠にありがとうございます。

本ガイドラインは，当社が行うアフィリエイト広告について，その表示，方法及び遵守す べき事項等を定めることにより，アフィリエイト広告の適正化を図り，もつて投資者の保護 に資することを目的としております。そのため，当社のアフィリエイトプログラムへご参加 いただくにあたり，本ガイドラインの遵守をお願いいたします。

本ガイドラインに定める禁止事項に抵触している場合や，その可能性があると当社が判断 した場合，又はアフィリエイトサービスプロバイダー（以下，ASPと言います。）の調査に よって判断された場合には，当社からアフィリエイトパートナー様に対して広告の掲載方法 や表示内容等について状況を確認し，修正又は削除等の依頼をさせていただく可能性があり ます。その上で改善が見られない場合等には，提携の解除や成果承認の取消し等を行うこと がございます。また，本ガイドラインに抵触する広告の出稿等により当社が被る被害につい ては，損害賠償の対象となる場合もあります。

安全で信頼のおけるアフィリエイトプログラム運営のため，アフィリエイトパートナー様 のご理解と誠実なパートナーシップをお願い申し上げます。

## 掲載方法について

## 禁止事項

1．不適合サイトでの広告掲載の禁止
－アダルト，出会い系，ギャンブル，マルチ商法に関するサイト，又はそれらコンテ ンツを含むと当社が判断したサイト
－不法•脱法行為，不正ビジネスに関するサイト，又はそれらコンテンツを含むと当社が判断したサイト

- 暴力的，差別的表現や公序良俗に反するコンテンツを含むと当社が判断したサイト
- 著作権•商標権等の侵害，法律その他の法令諸規則に違反していると当社が判断し たサイト
- 名誉毀損，誹謗行為等を行っていると当社が判断したサイト
- 極端に偏った思想表現を行っていると当社が判断したサイト
- 上記の内容を直接含まなくともそのようなサイトやカテゴリへのリンク又は広告配信を行っているサイト
－無登録業者（日本での金融商品取引業登録がない業者）の広告を取り扱っているサ イト
－その他，当社が不利益を被る可能性のあるコンテンツを含むと当社が判断したサイ ト

2．提携サイト以外での当社アフィリエイト広告掲載の禁止
必ずASPにて登録しているサイトにご掲載ください。

3．リスティング広告における出稿制限
アフィリエイト広告を掲載いただくにあたり，会社名やサービス名等関連ワードを含むリ スティング広告の購入は禁止しております。

〈禁止関連ワード＞
Siiibo Siiibo証券 Siibo Siibo証券 シーボ シーボ証券 シイボ シイボ証券 定期社債

上記の類似ワード
その他，当社が商標権を有する，又は商標権を登録申請中であるワード

4．インセンティブの付与の禁止
当社アフィリエイト広告成果発生の際に，当社サービスへの申込顧客（見込み顧客を含
む）に対してインセンティブ（現金，ポイント，レポート，取引ツール，賞品•景品等）を付与することや，当社が取扱う金融商品の取引等を条件としてアフィリエイトパートナー様 が申込顧客（見込み顧客を含む）に対してサービスを提供すること及びその勧誘行為は，一切禁止しております。ただし，事前に当社より許可されたものは本項の限りではありませ ん。

5．所定の広告素材以外の利用禁止
当社アフィリエイト広告の広告素材（バナー・メール原稿・テキスト）の転用，変更，他目的での利用は禁止しております。

特に，バナーについてはASPから配信されるものをご使用ください。バナーを更新する場合がありますので，ローカルに画像素材を保有しないでください。

また，アフィリエイト広告用に提供している広告素材以外の利用は禁止しておうます。

6．アフィリエイトパートナー様による動画作成の禁止
アフィリエイトパートナー様が作成する動画内で，当社又は当社が取扱う金融商品を閲覧者等に勧めること（勧誘行為）は禁止といたします。ただし，事前に当社より許可され たものは本項の限りではありません。

## 注意事項

当社アフィリエイト広告の出稿前•出稿後•報酬支払時等には，当社及び当社が業務を委託する業者により，表示内容の確認を行うことがあります。

## 表示内容について

## 禁止事項

1．不適正な表示の禁止
以下のような「不適正な表示」を含めることは禁止しております。
（1）客観的事実に基づかないものを客観的であると誤認させるような表示
（具体例）
－手数料が業界内で最も安価でないにもかかわらず，「業界最安手数料」といった客観的事実に基づかない表示を行うこと
（2）協会員又は協会員が取扱う金融商品•取引等に関する㳴意的又は過度に主観的な表示 （具体例）
－「社債投資なら，Siiibo証券が絶対にお勧めです」「Siiibo証券以外との取引は考え られません」などの沁意的又は過度に主観的な文言等を用いて，当社との取引を積極的に推奨するような表示を行うこと
（3）公正•客観的な根拠がなく適切性に欠けるような表示 （具体例）
－「今後社債の価格は確実に上昇します」「絶対に儲かります」等，相場に関する断定的な表示を行うこと
－「安心して投資できます」「夢のような投資対象」等，投資者の投資判断を誤らせ るような表示を行うこと
－公正，客観的な根拠がなく，「最高利回り」「ナンバーワン利回り」「その差歴然！高利回りそのもの」等の最大級•絶対的な表示は用いること
－当社のバナー広告等に掲載された金融商品•取引等の内容や条件について，実際の もの又は他社に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認させるような表示 を行うこと
（4）当社との取引を過度に誘引するような表示 （具体例）
－アフィリエイトパートナー様のコンテンツにおいて，当社が取扱う金融商品•取引等をアフィリエイトパートナー様が説明•勧誘するような文言等（又はそのように みなされる文言等）を表示すること
－当社のサービスや取引手続きについて，過度に主観的，扇動的に表示すること
（5）預金等との誤認を招くような表示
（具体例）
－「元本保証」「安全確実」「預金の利息と同様」等，預金等との誤認を招くような表示を行うこと
（6）その他，金融商品取引法や景品表示法などの関係法令又は当社の広告審査基準等に照ら して不適正と判断されるような表示

## 注意事項

## 1．誇大広告等に関する留意事項

誇大広告等とならないよう，以下の点にご留意ください。

1．有価証券等の価格，数値，対価の額の動向を断定的に表現したり，確実に利益が得 られるように誤解させ，投資意欲を不当に刺激したりするような表示をしていない か。
2．利回りの保証若しくは損失の全部若しくは一部の負担を行う旨の表示又はこれを行っていると誤解させるような表示をしていないか。
3．「注目」等の表現を用いる場合は，当該有価証券が他の有価証券や他の銘柄より著 しく優れているように誤解させるような表示をしていないか。
4．申込みの期間，対象者数等が限定されていない場合に，それらが限定されていると誤解させるような表示をしていないか。

5．登録を行っていること等により，内閣総理大臣，金融庁長官，その他の公的機関 が，金融商品取引業者等を推奨し，又はその広告等の内容を保証しているかのよう に誤解させるような表示をしていないか。
6．不当景品類及び不当表示防止法，屋外広告物法に基づく都道府県の条例その他の法令に違反する又は違反するおそれのある表示をしていないか。
7．社会的に過剰宣伝であるとの批判を浴びるような表示をしていないか。

## 2．比較広告に関する留意事項

比較広告とは，当社の手数料又は金融商品の運用実績等に関して，他社の手数料又は他の金融商品の運用実績等との比較表示を行う広告を指します。比較広告の場合には，広告媒体又は紙幅等にかかわらず次の（1）～③に揭げる要件をすべて満たす必要があります。
（1）比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること
例えば，次のような表示は，客観的に実証されているとみなされないおそれがあります。
－机上（空想上）の計算に基づく数値を，実績値又は確定値であるかのように表示 し，比較するもの
－当社では取り扱ったことがない商品の運用実績等を，当社における実績として表示 し，比較するもの
－ごく少数の顧客等の評価や感想（アンケート結果を含む。）を，一般的な（大多数 の）評価であるかのように表示し，比較するもの
（2）実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用していること
例えば，次のような表示は，正確かつ適正な引用とみなされないおそれがあります。
－運用実績又は手数料率等について，さらに有利なものがあるにもかかわらず，恙意的に又は十分な調査を行うことなく，それらを対象から除外したうえで表示し，比較するもの
－一定の条件の下での実績又は調査結果を，すべての条件の下でも適用されるかのよ うに表示し，比較するもの
－ごく限られた期間の実績数値又は非常に少数のサンプル調査の結果のみを表示し，比較するもの
－調査時期が明示されており，その時点では事実が正確かつ適正に記載されていた内容であっても，現時点では事実と異なるもの
※比較広告を行う場合，実証されている数値が正確かつ適正に引用されていることについ て，当社にて基となるデータを確認させていただきます。
（3）比較の方法が公正であること
例えば，次のような表示は，公正な比較とみなされないおそれがあります。
－同一の前提条件ではないもの（例えば，取引条件が異なる場合の手数料率，償還期間が異なる債券の利回り，運用方針や投資対象等の商品性が異なる投資信託の運用実績等）を合理的根拠なく比較し当社又は当社が取扱う商品が有利であるかのよう に表示するもの
－アフィリエイトパートナー様による評価又は惉意的に選択した評価のみを，あたか も第三者による客観的な評価であるように比較表示するもの
－ランキングを広告費の多寡により順位づける比較サイト等であることを知りながら出稿するもの

3．当社の会社情報及び商品情報の記載
当社の会社情報及び商品情報については，基本的に当社公式サイトでご確認いただくよう誘導してください。アフィリエイトパートナー様のサイト内に直接記載いただく際には下記項目の範囲内でお願いいたします。なお，下記の各項目について記載いただかなくても特に問題はございません。

- 当社の会社基本情報 https：／／siiibo．com／about
- 当社の商品情報 https：／／siiibo．com／
- 当社サービスの仕組み https：／／siiibo．com／scheme

なお情報を記載いただく際には，日付情報を併記いただくことを推奨しております。記載例：「○年○月○日現在」

Siiibo証券株式会社
第一種金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3230号
加入協会：日本証券業協会

